

処分の概要	利用の承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立学習等供用施設条例 第5条第1項
例 規 番 号	昭和60年条例第11号

【基準】

第5条及び東大和市暴力団排除条例第8条の規定による。

(利用の承認)

第5条 学供施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。
 - (1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

東大和市立学習等供用施設並びに東大和市立地区集会所の利用に関する取扱基準による。

- 4. その他の利用
 - ① 未成年者が利用する場合。

ア 中学生以下は、保護者同伴とする。(申請は保護者)。

- イ 高校生以上は、利用を許可する。
- ② 国・東京都などの官公庁は、市に準じて取り扱う。

(公の施設における措置)

第8条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する 指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の承認(以下「承認」という。)をすることによ り、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該承 認について定める他の条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定にかかわらず、 承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

標準処	理期間	1日			
備考					

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	使用料の免除
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立学習等供用施設条例 第6条ただし書
例規番号	昭和60年条例第11号

【基準】

第6条及び東大和市立学習等供用施設条例施行規則第7条の規定による。

(使用料)

第6条 第1条に規定する目的以外で学供施設を利用する場合は、別表第2に規定する使用料を 徴収する。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、これを免除することができる。

(使用料の免除)

- 第7条 条例第6条ただし書の規定により、使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 官公署が利用するとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項第2号の規定により、使用料の免除を受けようとするときは、学習等供用施設使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

東大和市立学習等供用施設並びに東大和市立地区集会所の利用に関する取扱基準による。

- 3. 使用料を免除できる場合。
 - ① 市並びに教育委員会の共催又は後援で、入場料を徴収する催しを行う場合。
 - ② 市並びに教育委員会の共催又は後援で、バザーやチャリティーを行う場合。
 - ③ 社会教育・福祉関係団体等が実施する講演会等の催しで、入場料を徴収しても、収入に 多額の不足が生じることが予測される場合。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立学習等供用施設条例 第7条ただし書
例 規 番 号	昭和60年条例第11号

【基準】

第7条の規定による。

(使用料の不還付)

- 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、これを還付することができる。
 - (1) 利用者の責任によらない事由で利用できなくなつたとき。
 - (2) 管理上の理由により、利用の承認を取り消したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特別な理由があると認めたとき。

標準処理期間	15日				
備考					
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	 月	日
W ~ T /1		从下久人十八日	'	/1	H



処分の概要	特別設備等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立学習等供用施設条例 第9条ただし書
例 規 番 号	昭和60年条例第11号

【基準】

第9条の規定による。

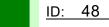
(設備の変更禁止)

第9条 利用者は、学供施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

標準処理期間	5日
--------	----

備考

	^				
設定年月日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 年	月	日



処分の概要	掲示・展示の許可
例 規 名 根 拠 条 項 東大和市立学習等供用施設条例施行規則 第8条第2項	
例 規 番 号	昭和60年規則第17号

【基準】

第8条の規定による。

(便宜の供与事業)

第8条 市長は、便宜の供与事業として次に掲げる事業を行う。

- (1) 掲示物を掲示し、又は展示物を展示するための学供施設の一部の利用
- (2) 東大和市立新堀地区会館の図書室の利用
- 2 前項第1号に掲げる事業を利用しようとする者は、掲示・展示申請書を市長に提出し、掲示・ 展示許可書により許可を受けなければならない。
- 3 第1項第2号に掲げる事業の利用時間、利用の手続その他の図書室の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

施設への掲示物・配布物に関する取扱基準による。

- 4. 取り扱うことができるものの内容は、次に掲げるものとする。
 - (1)市の公共施設を利用できる団体の会報、会員募集、行事の案内
 - (2) 国及び地方公共団体の発行するもの及び行事の案内
 - (3)国、都及び市の行政と密接に関係する機関の発行するもの
 - (4) 当課以外の部署の業務と密接に関係し、その部署から掲示等の依頼があったもの
 - (5)地域において公共的活動を展開している団体の会報、会員募集、行事案内
 - (6) 近隣自治体で学習、レクリエーション、児童健全育成、福祉活動を展開している団体の 会報、行事案内
 - (7)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

標準処理期間		5日
備考		

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	利用の承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立地区集会所条例 第5条第1項
例規番号	昭和61年条例第21号

【基準】

第5条及び東大和市暴力団排除条例第8条の規定による。

(利用の承認)

第5条 地区集会所を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。
 - (1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 営利を目的とするとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。

東大和市立学習等供用施設並びに東大和市立地区集会所の利用に関する取扱基準による。

- 4. その他の利用
 - ① 未成年者が利用する場合。

ア 中学生以下は、保護者同伴とする。(申請は保護者)。

イ 高校生以上は、利用を許可する。

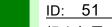
② 国・東京都などの官公庁は、市に準じて取り扱う。

(公の施設における措置)

第8条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する 指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の承認(以下「承認」という。)をすることによ り、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該承 認について定める他の条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定にかかわらず、 承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	使用料の免除
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立地区集会所条例 第6条ただし書
例 規 番 号	昭和61年条例第21号

【基準】

第6条及び東大和市立地区集会所条例施行規則第7条の規定による。

(使用料)

第6条 第1条に規定する目的以外で地区集会所を利用する場合は、別表第2に規定する使用料を徴収する。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、これを免除することができる。

(使用料の免除)

- 第7条 条例第6条ただし書の規定により使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 官公署が利用するとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項第2号の規定により、使用料の免除を受けようとするときは、集会所使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

東大和市立学習等供用施設並びに東大和市立地区集会所の利用に関する取扱基準による。

- 3. 使用料を免除できる場合。
 - ① 市並びに教育委員会の共催又は後援で、入場料を徴収する催しを行う場合。
 - ② 市並びに教育委員会の共催又は後援で、バザーやチャリティーを行う場合。
 - ③ 社会教育・福祉関係団体等が実施する講演会等の催しで、入場料を徴収しても、収入に 多額の不足が生じることが予測される場合。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立地区集会所条例 第7条ただし書
例 規 番 号	昭和61年条例第21号

【基準】

第7条の規定による。

(使用料の不還付)

- 第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、 市長は、これを還付することができる。
 - (1) 利用者の責任によらない事由で利用できなくなつたとき。
 - (2) 管理上の理由により、利用の承認を取り消したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めたとき。

標準処理期間	15日					
備考						
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



ID: 53

担当部署: 市民環境部 地域振興課

処分の概要	特別設備等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立地区集会所条例 第9条ただし書
例 規 番 号	昭和61年条例第21号

【基準】

第9条の規定による。

(設備の変更禁止)

第9条 利用者は、地区集会所に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

標準処理期間 5日

備考

処分の概要	利用の承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立老人福祉施設条例 第6条第1項
例 規 番 号	昭和60年条例第4号

【基準】

第5条、第6条及び東大和市暴力団排除条例第8条の規定による。

(利用することができる者)

- 第5条 老人福祉施設を利用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者及び原則として市内に居住する60歳以上の者をもつて組織する団体(以下「利用団体」という。)とする。ただし、夜間(午後6時から午後10時までをいう。以下同じ。)の利用については、利用団体に限るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、夜間においては、老人福祉施設の運営に支障のない場合に限り、 前項に規定する利用団体以外の団体に利用させることができる。

東大和市立老人福祉施設の利用に関する取扱基準による。

- 4. その他の利用
 - ① 未成年者が利用する場合。
 - ア 中学生以下は、保護者同伴とする。(申請は保護者)
 - イ 高校生以上は、利用を許可する。
 - ② 国・東京都などの官公庁は、市に準じて取り扱う。

(利用の承認)

第6条 老人福祉施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。
 - (1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する 指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の承認(以下「承認」という。)をすることによ り、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該承 認について定める他の条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定にかかわらず、 承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

標準処理期間

1日

備考

東大和市 条例適用申請に対する処分個票

		XX IIII	X 1/1/22/11·1		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日



ID: 103

担当部署: 市民環境部 地域振興課

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立老人福祉施設条例 第8条ただし書
例 規 番 号	昭和60年条例第4号

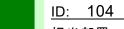
【基準】

第8条の規定による。

(使用料の不還付)

- 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、これを還付することができる。
 - (1) 利用者の責任によらない理由で利用できなくなつたとき。
 - (2) 管理上の理由により、利用の承認を取り消したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特別な理由があると認めるとき。

標準処理期間	15日					
備考						
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	特別設備等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立老人福祉施設条例 第10条ただし書
例 規 番 号	昭和60年条例第4号

【基準】

第10条の規定による。

(設備の変更禁止)

第10条 利用者は、老人福祉施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、 あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

標準処理期間 5日

備考

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	В	
队	14 4 H T T T T T H	双心及又十万口	4	/1	Н	